

議員提出議案第9号  
宝塚市老朽危険家屋除却後の土地に対する固定資産税の減免に関する条例の制定について

資料1 特定空家認定の基準と市内の危険な空き家の件数

(1) 特定空家認定の基準について

「特定空家」の定義

空家等対策の推進に関する特別措置法 第2条第2項

この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

特定空家の判断基準については「宝塚市空家等対策の推進に関する特別措置法事務処理要領」の別表第1～第4にて定めています。

なお、この判断基準については、国土交通省が示している「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」に記された内容と同様のものです。

また、判断基準の項目に基づく総合評価点数表を空家対策担当が作成しています。

点数表については、今後特定空家の認定業務における運用の中で改良していく予定です。

別添資料① 宝塚市空家等対策の推進に関する特別措置法事務処理要領

(様式は省略)

別添資料② 総合評価点数表